

インフルエンザの対応について

保健室

インフルエンザの出席停止期間基準

「**発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで**」 学校保健安全法規則第 19 条

インフルエンザ出席停止期間早見表

*発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状(38.0℃以上の発熱等)発現日です。
解熱した日は0日と数えます。

No.	症状例	発症日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日
1	発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	発症後	発症後	登校日	
			1 日目	2 日目	4 日目	5 日目			
2	発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	発症後	登校日	
			1 日目	2 日目	5 日目				
3	発症 3 日目に解 熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校日	
			1 日目	2 日目					
4	発症 4 日目に解 熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校日
			1 日目	2 日目					

◎確認事項◎

- ①いつから登校してよいかを医師に確認し、学校へ電話連絡をお願いします
- ②出席停止のため、治るまで自宅で静養をお願いします
- ③処方された**薬の説明書**および**病院の領収書**を捨てずに保管してください(診断書は不要です)
- ④登校時に配付された「**出席停止通知書**」に必要事項を記入し、③の写しとともに学校へ提出してください